

消防危第 4 号  
平成 2 年 1 月 18 日

各都道府県消防主管部長 殿

消防庁危険物規制課長

## 地中タンクに係る屋外タンク貯蔵所の保安に関する検査等について(通知)

地中タンクに係る屋外タンク貯蔵所(以下「地中タンク」という。)の保安検査(消防法(以下「法」という。)第 14 条の 3 の規定に基づく保安に関する検査をいう。以下同じ。)及び内部点検(法第 14 条の 3 の 2 の規定に基づく定期点検の内容として危険物の規制に関する規則(以下「規則」という。)第 62 条の 5 に定める内部点検をいう。以下同じ。)に関して、下記のとおり、運用基準を定めたので、これにより運用されるようお願いする。

なお、貴管下市町村に対してもこの旨示達され、よろしくご指導願いたい。

### 記

#### 1 法第 14 条の 3 第 1 項に定める保安検査(以下「定期保安検査」という。)に関する事項

危険物の規制に関する政令第 8 条の 4 第 3 項及び規則第 62 条の 2 の 2 の規定により地中タンクの定期保安検査の検査内容として、漏液防止板の部分の板の厚さに関する事項及び溶接部に関する事項が定められているが、その検査箇所は次に定めるところによること。

なお、その場合、規則第 62 条の 3 第 3 項及び危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示(以下「告示」という。)第 70 条の規定により、板の厚さに関する事項については、告示第 4 条の 37 第 1 号に定める基準に、溶接部に関する事項については、告示第 4 条の 39 に定める基準にそれぞれ適合していることを確認すること。

##### (1) 板の厚さに関する検査箇所

ア 底板の内側に設ける漏液防止板(以下「底部漏液防止板」という。)

板 1 枚あたり 3 以上の箇所

イ 側板の内側に設ける漏液防止板(以下「側部漏液防止板」という。)

底部漏液防止板から上方の概ね側部漏液防止板の 10%の部分の板について 1 枚あたり 3 以上の箇所

ウ 腐食が認められる箇所

前ア及びイの箇所によるほか概ね 0.3m 間隔でとった箇所

(2) 溶接部に関する検査箇所

ア 側部漏液防止板と底部漏液防止板との溶接継手

すべての箇所

イ 底部漏液防止板と底部漏液防止板との溶接継手のうち 3 枚重ね溶接継手及び三重点突合せ溶接継手

すべての箇所

ウ 底部漏液防止板と底部漏液防止板との溶接継手であって溶接作業者及び溶接施工方法が同一であるもの

任意の 1 箇所

エ ジグ跡及びシャフトピット付近等で試験を行うことが必要と認められる箇所

当該箇所

2 法第 14 条の 3 第 2 項に定める保安検査(以下「臨時保安検査」という。)に関する事項

地中タンクの臨時保安検査を行うべき事由については、タンクの不等沈下の割合が直径の 100 分の 1 以上となること及びタンクに規則第 22 条の 3 の 2 第 3 項第 5 号ハの荷重を著しく超える荷重が加えられることその他の危険物又は可燃性蒸気の漏えいのおそれがあると認められることとされているが、後者の例としては次の場合があること。

(1) 地震により、タンク本体コンクリートに大きな連続した割れが認められる等の著しい異常が発生した場合。

(2) 揚水ポンプが長時間停止した場合等で、その周辺の水位確認により底板に危険物の貯蔵液圧(底板自重を含む。)以上の揚圧力が作用したと判断された場合等危険物の貯蔵液圧以上の揚圧力が底板に作用したと判断される場合。

3 内部点検に関する事項

地中タンクの内部点検については、昭和 63 年 1 月 19 日付け消防危第 7 号「危険物の規制に関する規則を改正する省令の施行について」(各都道府県消防主管部長あて消防庁危険物規制課長通知)により、漏液防止板の部分について、板の厚さ及び溶接部の試験を行うこととされているところであるが、その実施にあたっては前 1 によること。